

1 都市計画道路見直し計画の目的

都市計画道路は、機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像を踏まえ、都市全体におけるネットワークの将来の姿として定められたものです。しかしながら、その多くは高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大を前提に計画されたものであり、近年における少子高齢化とこれに伴う人口の減少、経済状況、環境問題等、社会情勢の大幅な変化があり、現状として低い整備率や今後も続く整備未着手状態の長期化など課題が山積していることから、本市として、各種計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランで示す集約型の拠点ネットワーク型都市構造に対応した効率的な道路の交通ネットワークを再構築するため必要性について検証すべき状況となりました。

国においては、平成 12 年の都市計画運用指針に、長期未整備の都市計画道路に対する見直しの必要性を示すほか、平成 15 年の社会資本整備審議会の取りまとめには、早期の道路網見直しと、これに伴う都市計画道路の追加、廃止、変更を実施の必要性を示しています。

これらを踏まえ、平成 19 年度より学識経験者や関係機関で構成する都市計画道路見直し検討委員会や庁内関連課による幹事会を設置し、（現在は庁内幹事会に統合）協議検討を重ね平成 20 年度に策定した「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づいた検証結果により、都市計画道路見直し計画を策定するものです。

2 第 2 次都市計画道路見直し計画の策定方針

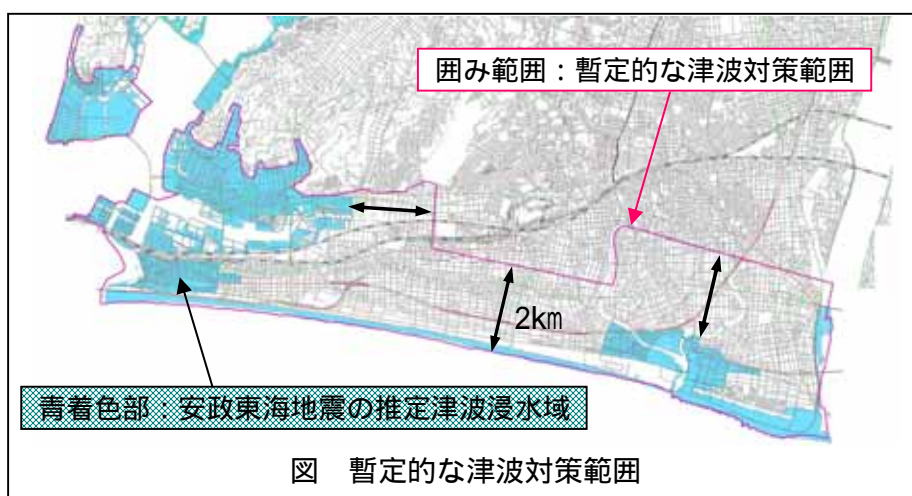
都市計画道路見直し計画については、平成 22 年度、第 1 次見直し計画として、路線の必要性評価に重点を置いて検証を行い、幅員が狭く地区内で起終点が完結する区間や歩道を含む代替機能を持つ既存道路の存在が明確となった区間約 9 km を廃止候補区間としましたが、未整備区間延長に対する廃止候補区間は比較的小規模となりました。

第 2 次見直し計画では、第 1 次見直し計画の検証を踏まえつつ、効果的効率的に道路の交通ネットワークが機能するよう都市計画道路が持つ機能を代替する既存道路等を最大限活用する観点で検証を行いました。また、配置・規模等の検証において、地域の実情を把握するため地形の高低差や地域コミュニティ形成等の検証項目を追加し検証を進めました。

3 今後の津波対策との整合について

本見直し計画については静岡県第3次地震被害想定に基づいて検証を行っています。一方、本市では、現在、東日本大震災における被害状況を踏まえて、海岸から概ね2kmの範囲を暫定的な津波対策範囲として設定し、「津波から逃げる対策」や「津波を知らせる対策」に重点をおいて、津波対策を行っています。

今後の動きとして、第4次地震被害想定が示され、それを踏まえて津波対策を含めた新たな防災計画が検討されることから、本見直し計画については、今後の津波対策と整合を図るため、暫定的な津波対策範囲内にあり、判定結果が廃止候補となる区間については、判定結果を保留とし、新たな対策が示された段階で検討していきます。

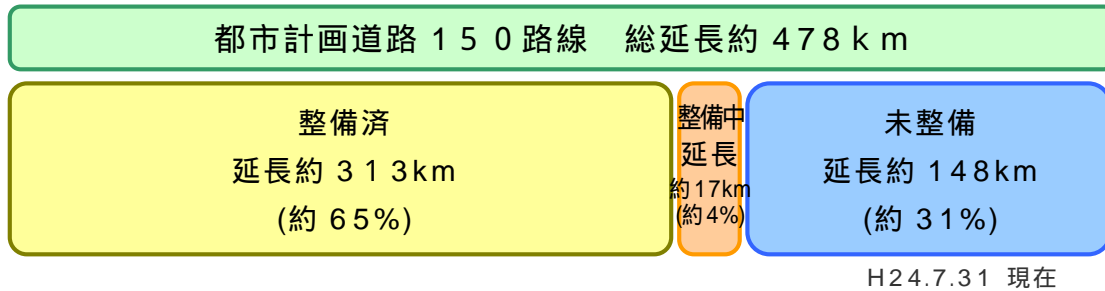


4 都市計画道路見直し計画策定の経緯

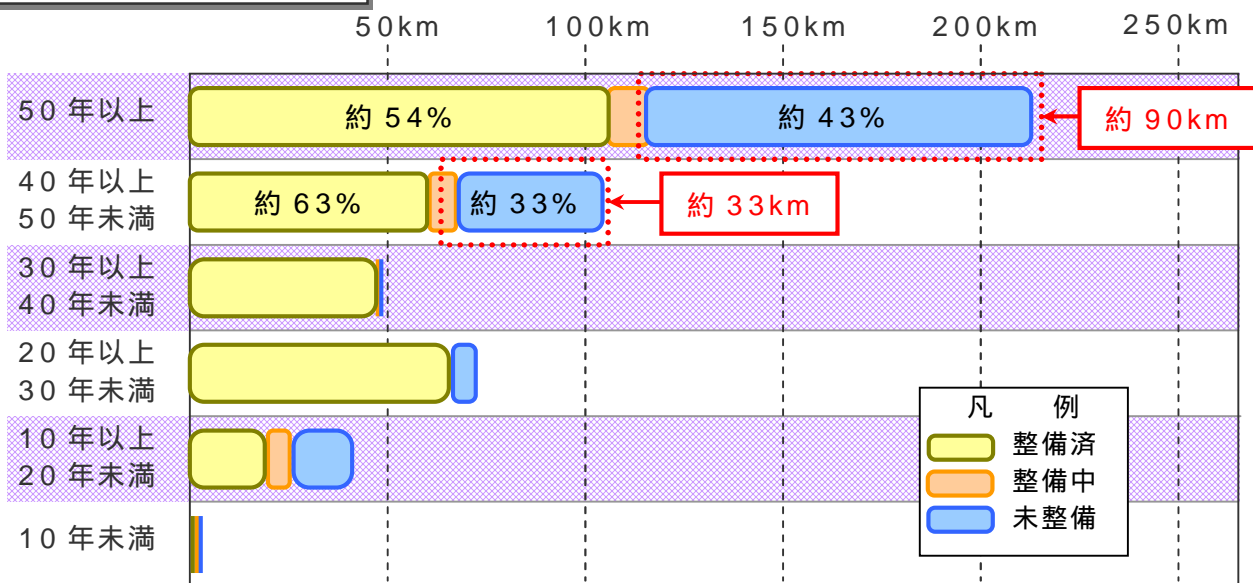
- 平成 19 年度 検討委員会（1回）庁内幹事会（3回）開催
都市計画道路の見直しガイドライン（案）のパブリックコメント実施
- 平成 20 年度 検討委員会（2回）庁内幹事会（2回）開催
都市計画道路の見直しガイドライン策定公表
- 平成 21 年度 都市計画道路見直し計画（案）作成
- 平成 22 年度 検討委員会（2回）庁内幹事会（1回）開催
第1次浜松市都市計画道路見直し計画策定公表
- ↓
- | | |
|--------|---------------------------------|
| 都市計画道路 | 156 路線、総延長約 485km を検証 |
| 廃止候補区間 | 8 路線 約 9km |
| 存続区間 | 148 路線 約 476km（うち幅員縮小1路線 約 2km） |
- 平成 23 年度 庁内幹事会（2回）開催
- 平成 24 年度 庁内幹事会（1回）開催
第2次浜松市都市計画道路見直し計画策定公表

5 都市計画道路の現状と問題点

整備状況



決定後経過年別整備状況



都市計画道路の問題点

社会経済情勢等の変化

上位計画における都市の将来像に向けた都市空間の基本的な考え方への対応
 人口減少時代における将来都市構造の変化への対応
 人口減少時代における将来交通需要の変化への対応
 環境問題への対応
 安全・安心のまちづくりへの対応
 公共事業投資の変化への対応
 都市計画道路を取り巻く制度の改正

都市計画道路整備の問題点

ネットワークとしての機能を果たしていない道路網
 建築物の建替えや土地利用への影響
 機能を代替できる現道の存在
 合意形成面のための説明責任の確保

本市の将来における都市空間の基本的な考え方である集約型の都市構造に対応した効率的、効果的な道路の交通ネットワークを再構築（都市計画道路の見直し）することが必要となりました。

6 将来都市像との整合

上位計画である都市計画マスタープランにおいて、目指すべき「将来都市像」と「将来都市構造」について以下の通り定めています。

【将来都市像】

多彩に輝き、持続的に発展する都市

～みんなが幸せになれるまち・はままつ～

浜名湖、遠州灘、天竜川及び市北部の森林などの豊かな自然環境、工業・農業などの多様な産業及び地域に息づく固有の文化・伝統を本市の貴重な財産として活用することにより各地域が多彩に輝き、これらが有機的に連携することにより、豊かで活力ある持続的に発展する都市を目指します。

【将来都市構造】

拠点ネットワーク型都市構造

拠点ネットワーク型都市構造とは、機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による都市構造です。

これにより、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市構造の実現につなげていきます。

3つの基本的枠組み

自然環境

と共生するために

豊かな自然環境を有する市北部の森林や浜名湖、遠州灘、天竜川などの水辺地を、都市の持続的発展に欠かすことのできない経済価値・環境価値を有する資源として適切な保全・活用を図ります。

また、身近な緑地・農地の保全・調和を図るとともに、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制します。

市民の暮らし

を向上させるために

市民の様々な生活行動に応じた都市機能の集積を促進する拠点を配置し、拠点間を公共交通で連携することにより、過度に自家用車に依存することのない、歩いて暮らせるまちを形成します。

また、主要な公共交通ネットワーク沿いへ人口集積を高め効率的な土地利用を目指します。

都市活力

を向上させるために

産業・経済の中心となる「都心」、豊かな自然・文化を活かした「観光の拠点」、広域交通の利便性を活かした「産業の拠点」を配置します。

また、多様な産業がともに展開できるように、地域特性に応じて、適正かつ柔軟な土地利用を図り「ものづくり都市」・「農業都市」・「観光都市」としてのさらなる発展を目指します。

将来都市構造（拠点ネットワーク型都市構造）の構築

見直し計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランにおいて示す目指すべき「将来都市像」と「将来都市構造」に整合させ、都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による集約型の「拠点ネットワーク型都市構造」を実現する観点から、都市計画道路の見直しを進めることとします。

7 都市計画道路の検証の手順

都市計画道路の見直しは、以下の手順で各路線を検証し、とりまとめることとしました。

計画整合

都市計画道路の現状把握と上位計画、関連事業との関連確認

全ての都市計画道路の現状把握を行うとともに、以下の項目を基本として上位計画、関連事業との整合を確認します。

- ・ 将来都市像
- ・ 整備計画、都市計画事業等

区間機能検証

細部の道路機能の検証

上記までの検証で、必要性が確認できない都市計画道路について、必要性を確認します。社会情勢の変化などを勘案し、以下の機能を担っているか検証します。

- ・ 交通機能（鉄道駅、IC への主要なアクセス道路等）
- ・ 空間機能（緊急輸送路等）
- ・ 市街地形成機能（新市街地へのアクセス道路等）

③ 配置・規模等の検証

効率的重点的な道路整備のための既存ストックの活用として、配置、規模等を検証し、代替機能についての確認や地域の実情にあった計画であるか検証します。

仮判定

ネットワーク機能検証

（仮）都市計画道路網の機能検証

（国・県・主要市道を含んだネットワークチェック）

配置・規模等の検証をした結果、仮に路線・区間の整備方針（存続・廃止）を設定し、その整備方針による新たな（仮）都市計画道路網が道路機能上、望ましい計画であるかを検証します。

判定

存続区間

廃止候補区間

計画整合

都市計画道路の現状把握と上位計画、関連事業との関連確認

-1 全ての都市計画道路の現状把握

<把握する内容>

- ・都市計画道路網（ネットワーク）機能の現状把握
- ・整備状況の把握

-2 将来都市像の実現に向けての必要性の確認

上位計画等で主要な道路網（ネットワーク）として具体的な位置づけがなされている路線を評価します。

確認する計画	浜松市総合計画 国土利用計画浜松市計画 浜松都市計画区域マスタープラン 浜松市都市計画マスタープラン 西遠都市圏総合都市交通マスタープラン 浜松市総合交通計画
--------	--

-3 整備計画・都市計画事業等からの必要性の確認

事業中や今後、事業実施が予定されている路線・区間を評価します。

確認する計画	浜松都市計画区域マスタープラン 浜松市のみちづくり計画 浜松市中心市街地活性化基本計画 都市再生整備計画 土地区画整理事業 交通政策事業
--------	---

区間機能検証

② 細部の道路機能の検証

都市計画道路の機能から区間ごとに下記の評価項目により必要性を検証し、点数付け（評価項目ごとに1点）をします。

- ◆ 交通機能 通行機能、沿道利用機能
- ◆ 空間機能 都市環境機能(通風、日照、緑、オープンスペース等)、
都市機能(延焼防止、消火活動、避難路等)、
収容空間機能(上下水、電気、ガス等)
- ◆ 市街地形成機能 都市構造・土地利用の誘導形成機能、街区形成機能

機能区分		評価項目
交通	通行機能	1 鉄道駅・IC への主要なアクセス道路
		2 公共交通ネットワークを構成する道路
		3 歩行者・自転車が安全に安心して通行できる主要な道路
	沿道利用機能	4 停車帯が確保される道路
空間	都市環境機能	5 街路樹ネットワーク該当道路
	都市環境機能	6 都市景観を形成する道路
	避難・救援機能	7 緊急輸送路
		8 一次避難地から広域避難地への幹線避難路
		9 医療施設へのアクセス道路
	災害防止機能	10 火災の拡大を遮断するための機能
	公共交通のための導入空間	11 新たな公共交通導入予定の道路
	供給処理・通信情報施設の空間	12 安全で快適な歩行空間の確保を図る道路
	道路附属物のための空間	該当なし
	市街地形成	都市構造・土地利用の誘導形成
14 工業を支援する道路		
15 観光地を支援する道路		
16 流通を支援する道路		
17 新市街地へのアクセス道路		
生活空間		18 地域内のコミュニティ形成の場を提供する道路

見直しの必要性からの留意点

人口減少時代における将来都市構造の変化への対応

人口減少時代における将来交通需要の変化への対応

環境問題への対応

安全・安心のまちづくりへの対応

配置・規模等の検証

a) 配置：代替機能が可能と予測される既存道路等の有無を確認、地形・地物との整合

<評価項目>

- 1 都市計画道路の細部の道路機能を代替する既存道路等の存在
- 2 保全すべき文化財や景観の存在
- 3 保全すべき自然環境の存在
- 4 街なみや地域コミュニティが形成されている地区の存在
- 5 高低差が生じ、沿道土地利用に支障をきたす区間
- 6 地区内のみでの自動車交通を処理する路線

b) 規模：幅員構成の観点（車線数等）

<評価項目>

- 7 将来交通量の変化による幅員構成の変化（主に車線数）
- 8 土地利用の変化に伴う幅員構成の変化

各評価項目の検証結果から、都市計画道路の細部の道路機能を代替する既存道路等がある区間を(仮)廃止候補区間、それ以外の区間を(仮)存続区間と定め、「(仮)都市計画道路網(ネットワーク)」の作成を行います。

ネットワーク機能検証

(仮)都市計画道路網の機能検証(国・県・市道を含んだネットワークチェック)

路線を廃止した場合、その路線を廃止したことによってどこかに新たな渋滞等の問題が起きないか、混雑度に留意して将来交通量需要予測の検証を行い、最終的な存続（検討継続）・廃止の見直し計画を策定します。

ネットワークチェック対象路線

都市計画道路網全体

主要な国・県・市道

西遠都市圏総合交通計画・浜松市総合交通計画で提案される新規路線